

第2号

平成12年7月1日

津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町

合併協議会だより

発行 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会 会長 小西 俊雄
編集 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会事務局



新市の名称は継続協議

合併の目標期日は平成14年4月1日で確認

第3回「津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会」が6月26日、長尾町農業者トレーニングセンターで開催され、合併に向け調整が必要な個々の協定項目などについて審議がなされ、合併に向けた具体的な協議がいよいよ本格的に進み始めました。

会議では、前回の協議会から継続協議となつている確認事項である基本2項目のうち、合併の目標期日が、平成14年4月1日と確認されるとともに、一般職の職員の身分の取扱い及び一部事務組合等の取扱いについての基本方針が確認されました。

以下、5月22日に寒川町農村環境改善センターにおいて開催された「第2回合併協議会」での協議事項と併せ、今回の「第3回合併協議会」で協議、確認された項目について、その概要をお知らせします。

第2回

合併協議会の結果

新市建設計画（策定方針）が確認される

合併の期日・新市の名称は夏ごろまでに決定

第2回合併協議会では、報告事項5件のほか、基本的5項目のうち前回から継続協議とみられている2件、さらに、新たに新市建設計画（策定方針）など3件が提案されました。

また、協議に先立ち、協議会における審議手法が説明されま

した。流れとしては、まず、各協定項目について、5町の現状報告及び調整が必要な事項の説明を行い、これを各委員において検討いただいた後、次回の協議会で調整内容を協議し、協議会としての基本方針を確認していくことになりました。

なお、今後、各回の協議会において協定項目をつひとつ確認していくこととなりますが、最終的には、平成13年2月の合併協議会で、すべての協定項目を取りまとめたもので最終確認をいただいで、合併協議が整うということとなります。

【報告事項】

○報告第1号
合併協議会スケジュールの報告について

平成12年度中に合併協議会として、また幹事会、専門部会として、会議を運営していくためのスケジュールをまとめたものです。

○報告第2号

合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の報告について

合併協議会規約第17条第3項の規定に基づいて、報酬の額、費用弁償の額及びその支給方法の取扱いについて定めたものです。

○報告第3号

合併協議会会議運営規程の報告について

合併協議会の会議が、公平かつ公正で、重ねて迅速かつ能率的な運営が図られるように、必要な事項を定めたものです。

○報告第4号

合併協議会会議傍聴規程の報告について

合併協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めたもので、「一般傍聴人を30人にする。」ということ、また場合によっては「定員を減ずることができる。」というように内容とならているものです。

○報告第5号

合併協議会会議録等閲覧規程の報告について

合併協議会の会議録と会議に提出された文書の閲覧に関して、必要な事項を定めたものです。

【協議事項】

○協議第4号
合併の期日について(継続協議)

○協議第5号

新市の名称について(継続協議)
※協議第4号及び協議第5号については、今年の夏ごろまでに決定するということで、引き続き持ち帰り検討していただくことで確認されました。



【新規提案事項】

○協議第9号
新市建設計画(策定方針)について

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき作成する市町村建設計画(新市建設計画)については、おおむね次のような策定方針で臨むことが確認されました。

①高松市以東の拠点都市としての魅力づくりをめざす
合併の実現により、高松市以東

ではじめての市および拠点都市が形成されることになる。このため、自立性の強化や広域的役割の強化など、拠点都市としてふさわしい魅力づくりをめざすとともに、隣接市町との広域連携に配慮した都市づくりをめざしていくものとする。

②「個」の特色の活用と「連携」による相乗効果をめざす

豊かで多彩な自然資源、1次産業資源、歴史文化資源など、構成各町の個性・らしさを活かしつつ、それらの適正な連携と役割の発揮により、地域全体の魅力を最大限に発揮できるような都市づくりをめざしていくものとする。とりわけ、高松・徳島を結ぶ広域交通軸上に位置する立地条件を活かした観光レクリエーション等の様々な交流でにぎわうような地域づくりをめざすものとする。

③住民参加とソフト展開による活力ある都市づくりをめざす

今後のまちづくりにおいては、これまで以上に、まちの主役である住民自らが豊かさを実感できるような都市づくりを進めていくことが重要であるとともに、住民活動が活発に行われるような生き生きとした環境づくりが重要である。このため、住民参加のまちづくりを重視した取り組みをめざすとともに、交流・イベントなどのソフト面にも配慮した都市づくりをめざすものとする。

○協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

○協議第11号

一部事務組合等の取扱いについて
※協議第10号及び協議第11号につ

いては、次回の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。

【次回

合併協議会

日程

第3回協議会は、6月26日(月)に長尾町で開催することになりました。

5町の合併に関する住民アンケート
調査回収状況(中間報告)

(平成12年6月17日現在)

町名	配付枚数	回収枚数	回収率(%)
津田町	2,695	2,243	83.23
大川町	2,006	1,781	88.78
大志度町	6,614	5,087	76.91
寒川町	1,720	1,483	86.22
長尾町	3,873	3,048	78.70
合 計	16,908	13,642	80.68

町民の皆様、ご協力ありがとうございました。
なお、この調査結果の内容については、詳しくお知らせする予定です。

第3回

合併協議会の結果

合併の期日など3項目を確認

一般職の職員の身分、一部事務組合等の取扱いの基本方針まとまる

規程の一部改正の報告に加え、基本的2項目のほか、一般職の職員の身分の取扱い等を各町、4件を協議、合併の期日など3件を確認されました。さらには、新規に議会議員の定数及び任期の取扱いなど4件を提案しました。

【協議事項】

○協議第4号
合併の期日について

合併の目標期日は、平成14年4月1日とすることで確認されました。

○協議第5号

新市の名称について
新しく誕生する市の名称については、合併研究会で「原則として合併関係5町の名称は使用しない。」

○報告第2号

合併協議会会議傍聴規程の一部を改正する規程の報告について

※報告第1号及び報告第2号については、合併協議会の規約の規定により会長が協議の議長となることから、「会長」と「議長」という表現を分かりやすいように整理したものです。

【報告事項】

○報告第1号
合併協議会会議録等閲覧規程の一部を改正する規程の報告について



合併協議会質疑応答集

○協議第11号

- 一部事務組合(市町村)など、その事務の一部を共同処理するため設ける組合等については、次のとおり確認され、次のとおり確認されました。
- 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 職員の職名については、合併時に調整する。
- 現職員については、現給を保障する。

○協議第10号

- 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 一般職の職員の身分については、次のとおり確認されました。
- 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

一部事務組合(市町村)など、その事務の一部を共同処理するため設ける組合等については、次のとおり確認され、次のとおり確認されました。

- 5町以外の町も加入している。

とすると、申請し合わせがされているが、大変重要な項目であることから、住民アンケート調査等の内容を参考にしながら、引き続き協議会での決定手法等の調整協議を行うこととされ、継続協議となりました。

部事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に変更して加入する。

- 5町内で構成している一部事務組合については、合併の前日をもって組合を解散し、合併の日に至るまでの事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、解散する組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- その他、新市において独自に取り組まなければならない事務に関するものについては、組合から脱退したり、規約を廃止することとする。

【新規提案事項】

○協議第12号
議会議員の定数及び任期の取扱いについて

○協議第13号
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

○協議第14号
使用料、手数料等の取扱いについて

○協議第15号
公営住宅の取扱いについて

※協議第12号、13号、14号及び15号については、合併関係5町における現状を報告し、次回の協議会で基本方針が確認できるよう、いったん持ち帰り検討していただくことが確認されました。

【次回合併協議会日程】

第4回協議会は、7月24日(月)に志度町で開催することに決まりました。

合併トピックス



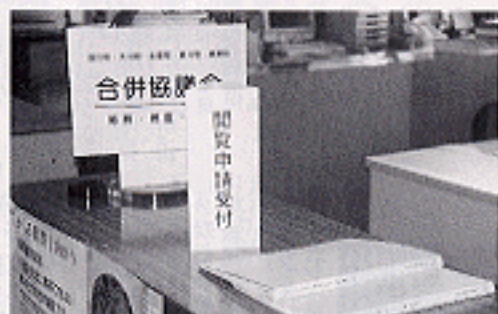
合併協議会事務局への視察始まる

5月31日(水)、広島県江能広域事務組合の事務局職員5名が合併協議会事務局を行政視察し、合併事務の現況及び進め方等について、熱心な質疑応答が交わされました。今後も、県外からの視察が多く予定されています。



住民の皆さんが合併協議会を熱心に傍聴

寒川町及び長尾町で開催された合併協議会では、傍聴規程に基づいて、一般傍聴の方々も、熱心に協議内容に耳を傾けていました。住民の皆さんといっしょに合併を成し遂げましょう。



会議録等閲覧窓口設置される

このほど、合併協議会会議録等閲覧規程が施行されたのを受けて、合併関係5町と協議会事務局に閲覧窓口が設置されました。原則どなたでも、希望があれば会議録及び会議に提出された書類を閲覧することができます。



各種分科会・専門部会スタート

5月下旬から合併関係5町の職員で構成された31分科会と6部会が、それぞれの協定項目の具体的な調整作業に向けて、各種会議を一斉にスタートさせました。これから合併まで、細部にわたる協議が行われます。

合併協定項目

(平成12年6月26日現在)

- 印は基本方針が確認された項目
- 印は現在協議中の項目
- 印は今後協議する項目

一基本的協定項目一

- 合併の方式に関する事
- 合併の期日に関する事
- 新市の名称に関する事
- 新市事務所の位置に関する事
- 財産及び債務の取扱いに関する事

一合併特例法に規定されている協定項目一

- 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 地方税の取扱いに関する事
- 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

一その他必要協定項目一

- 特別職等の身分の取扱いに関する事
- 条例、規則等の取扱いに関する事
- 事務機構及び組織の取扱いに関する事
- 一部事務組合等の取扱いに関する事
- 使用料、手数料等の取扱いに関する事
- 公共的団体等の取扱いに関する事
- 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
- 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事
- 町の慣行の取扱いに関する事
- 国民健康保険の取扱いに関する事
- 介護保険の取扱いに関する事
- 消防団の取扱いに関する事
- 各種事務事業の取扱いに関する事
 - 自治会・行政連絡機構の取扱い
 - 情報公開の取扱い
 - 防災関係の取扱い
 - 姉妹都市等の取扱い
 - 病院の取扱い
 - 納税関係の取扱い
 - 電算システムの取扱い
 - 広聴広報の取扱い
 - 各福祉制度の取扱い
 - 同和対策の取扱い
 - 社会福祉協議会の取扱い
 - じんあい処理の取扱い
 - 保健衛生の取扱い
 - 農林水産関係事業の取扱い
 - 商工観光の取扱い
 - 都市計画の取扱い
 - 建設関係事業の取扱い
 - 公営住宅の取扱い
 - 上水道等の取扱い
 - 公共下水道等の取扱い
 - 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い
 - 学校教育の取扱い
 - 学校給食の取扱い
 - 社会教育の取扱い
 - 同和教育の取扱い
- 新市建設計画に関する事
- その他必要な事項に関する事



クアタランさめき津田 (津田町)
 ヨーロッパで注目のクアタランヒー(海
 洋療法)をとり入れた海水露天風呂、
 エステティックにも効果のあるカルシ
 ウム、ナトリウム、マグネシウム、亜
 硫酸、海藻やハーブの香りが全身
 を包むリゾートサウナと多彩な内容の
 温泉施設で
 す。特に、
 箱舟は、
 高温蒸気で
 全身の新陳
 代謝が促
 進され、疲
 労回復、神
 経痛、リウ
 マチなどに
 は効果があ
 ります。



ゆーとびあ みろく温泉 (大川町)
 みろく海の時どり温泉は、
 炭酸水素ナトリウム冷鉱泉を豊富に含
 んで、血行障害、神経痛、関節炎、慢性疾
 患などに効果があり、レストランを完
 備した宿泊施設、一日中のんびり、ゆ
 たり楽しむことができます。また、自然
 に触れながら、オー
 ルシーズン
 楽しむこと
 のできるみ
 ろく自然公
 園もあり、
 家族連れに
 は打ってつ
 けです。



大串温泉 (志度町)
 瀬戸内の多島美の景勝地として知ら
 れる大串自然公園内にあり、泉質は単
 硫黄放射能泉を豊富に含み、神経痛、関
 節炎、五十肩、運動障害などに効果があ
 ります。特に大浴場からの大ハノラマ
 は入浴者の目を惹きつけてくれます。
 近くには、さめきワイナリーやサウナ、
 リンダター
 ミナルなど
 もあり、遊
 び心をくす
 べます。



カメリア温泉さんがわ (寒川町)
 町花カメリアの英名である「
 の温泉は、メタホウ酸などラドンを豊
 富に含んだ源泉で、神経痛、関節炎、
 冷え性、またアトピーにも効果があり
 ます。気泡湯、打たせ湯、ミストサウナ
 まで楽しめる、マッサージ機やフットネ
 ス器具も備
 えてあり、
 心も身体も
 リフレッシュ
 できます。
 また、町内
 には放射能
 ラドンを豊
 富に含む春
 日温泉もあ
 ります。



ツインバルながお (長尾町)
 この施設は「パーティション」にあ
 る天然温泉は、「2つの湯」と「1つの湯」
 に分かれ、神経痛、慢性消化器病、疲労
 回復、腰痛などに効果があります。露天
 風呂、スチームサウナ、赤外線サウナ等
 も設置しており、リラクゼーションル
 ムでは、ホテイアザミの気分をリフレ
 シュできま
 す。他に、ト
 レーニング
 ルームとか
 湯水プール
 もあり、一
 日中思いっ
 きり遊んで
 ください。

ちよっと寄り道やすらぎ夢回廊

(温泉編)

今、5町の合併協議が進められ
 ています。合併関係町の自然、名
 所旧跡、公共施設等、案外知って
 そうで見落としがちかも知れざる
 故郷の素晴らしさをもっと知って

いただくことによって、人と人との心
 のふれあいを持っていただくことと、
 「ちよっと寄り道やすらぎ夢回廊」
 と銘打ったコーナーを設けました。
 これから毎回、5町の耳より情

報を皆様にお知らせして行く予定
 です。
 先ず、今回は風光明媚な海辺や
 山懐に、湯けむり漂う「温泉」につ
 いて紹介いたします。

ご意見をお待ちしています

合併協議会事務局では、皆さんからのご意見
 等をお待ちしています。

合併についてのお問い合わせやご意見ご提言
 等がございましたら、津田町・大川町・志度町・寒
 川町・長尾町合併協議会事務局(〒769-2392
 大川郡長尾町東888番地5 長尾町役場内 T
 EL0879-52-2948・FAX0879-52-2971)又
 は各町合併推進窓口まで、お寄せいただきますよ
 うお願いいたします。